

「知らなかった」は正当化および弁明になるか

太田 雅子 (Masako Ota)

東洋大学国際哲学研究センター客員研究員

なぜそれをしてはいけないのか「知らなかった」がゆえに私たちはその行為の非難を受けることがある。本発表で扱うのは①無知が行為を正当化するか、および②無知は行為の弁明となるかであるが、これらの問題に対して一定の解答を提示するよりはむしろ、問題解決にはどれだけのハードルが待ち構えているか、それらをどのように克服すれば真理に近づけるかの方法を提示することを目的とする。

この問題を考察するために、「無知」にも様々なレベルがあることを確認しておくのは重要である。無知が引き起こす行為の影響の大きさには様々な規模があり、それによって行為が正当化あるいは弁明されるか、一方だけがなされるかどちらにも値しないとされるかが異なってくる。さらにその違いは「正当化」と「弁明」をどう定義するかにも関わってくる。この区別に関しても様々な捉え方が提示されているが、本発表ではオースティンの“Plea for Excuse”やギデオン・ローゼンの提示する区別を参照し、暫定的な出発点として考察を始める。

例えば、大雨で地面がぬかるんでいるため立入禁止になっている場所で一休みしようとベンチに座ったら見回りの警官に「そこは危ないから座ってはだめですよ」と言われる。この場合、ぬかるんだベンチに座ったことは「ここが立入禁止だとは知らなかったんです」と抗弁できる。それは警官に「それならしかたがない」と納得させる理由を与えるだろう。なおかつ、この場合の「知らなかった」は、なぜ彼女がそのベンチに座ったかを正当化しうるだろう。とにかく彼女は疲れていたが他に座るところもなく、なおかつ「立入禁止」の小さな看板が見えないほどだったということは、彼女の行為に根拠を与える。

他方、ナチスの占領下で、劇薬の管理を担当していたある医師は、定期的にある場所へ同じ劇薬処方し、輸送するよう指示され、そのとおりに実行していたが、それは言うまでもなくユダヤ人虐殺に用いられるための劇薬であった。後でインタビューを受けたこの医師は「(自分の処方した薬物が虐殺に用いられていたことを) 本当に知らなかった」と述べた。この医師の無知は彼の行動を正当化し、弁明するだろうか。いずれにしても、このケースにおいて無知を正当化および弁明と考えることに賛同できない人は、立入禁止であることを知らなかったことがベンチに座ったことを正当化・弁明できることを認めない人よりはずっと多いのではないか。

もし両者の違いが鮮明であるとしたらそれはなぜなのか。ひとつの考え方は、行為の及ぼす影響の大きさが違いすぎるからというものだ。立入禁止の場所にあるベンチに座ったら、ベンチが転倒して彼女は負傷するかもしれない。しかし、医師の処方した薬で亡くなった無辜のユダヤ人は何千人にも及ぶ。このような悲劇が「知りませんでした」の一言で免責されるのだとしたら、いかにも理不尽に感じられるだろう。

正当化と弁明の問題には責任帰属の問題が関連してくるというのも事態をより複雑にしている。確かに、行為の理由が正当なものだと認められれば免責の余地は与えられるかもしれない。いわゆる「それならしかたない」という判断がなされるかどうか。しかし、正当化および弁明にそのような免責の余地を与えるか否かに関しても立場は分かれている。先の医師の事例ではどのような正当化がなされようとも「それならしかたない」に至るとは考えにくい。正当化と弁明が免責の可能性を考えるにあたっては、有責性をどう捉えるかにもかかわってくる。

さらに、無知を正当化および弁明とすることに関しては、「それが責任を免除につながるか」という問題以前に、「はたして正当化または弁明の機能を果たしうるか」という疑問が控えている。先の医師の例でいえば、彼はもちろん職業を営むのに必要な医学的な知識は備えている。さらに彼が生存していた当時の状況を察知するだけの知性も備えているはずだ。それならば、自らの手配した劇薬が何の用途で用いられたのかを「知らない」ということがどうして起こり得るだろうか。ひとの知識や言動に関する懐疑論は脇に置くとしても、彼が本当に劇薬の用途を「知らなかった」としても、(1) 医師は嘘をついているとして正当化および弁明とは見なされないか、あるいは(2) 人名を預かる者なら当然知るべきことを知らなかったというのは怠惰であるという新たな非難のきっかけとなるかのいずれかになりうる。「知らなかった」ということは、ひとの行為の評価および責任の帰属に関してさまざまな影響を及ぼすのである。

以上の諸問題を整理しつつ考察するにあたって、冒頭に挙げたようにオースティンやギデオン・ローゼン、マーシャ・バロンらの議論を素材とし、非道徳的な行為における無知の位置づけを明確にすることを目指したい。